戦国期島津氏の兵法書『刑罰治国慮理撫民武用記』——翻刻と紹介——

福島金治

キーワード：兵法書、島津氏、密教

はじめに

本稿は、島津氏伝来の兵法書『刑罰治国慮理撫民武用記』を紹介するものである。中世の兵法書を内容と伝授からみると、①『三略』等の漢籍を基盤とするもの、②『兵法秘術一巻書』『訓閲集』等の張良・大江匡房・吉備真備らの伝授に仮託したもの[1]、③密教・修験に基礎をおく唐流・大唐流等の兵法書があり[2]、内容では相互に連関している[3]。今回紹介する『刑罰治国慮理撫民武用記』は右の③の密教・修験系の兵法書で、島津家文書に含まれる本と[4]（島津本と略す）、鹿児島県立図書館所蔵本がある[5]（K39・カ、鹿児島本と略す）。両者の主な異同は以下のようである。

①島津本は文明一七（一四八五）年に冠嶽山住持歓久本を藤原経通が書写した本で、表紙には「顕久(カ)」の手沢銘がある。一方、鹿児島本には「川上久国書」とある。

②島津本は外題・内題・尾題に「刑罰治国慮理撫民武用記」があり、鹿児島本の内題は島津本と同一である。

③鹿児島本の本文の一部や訓点等は島津本と異なっている。

④島津本には欄外の書き込みがあるが、鹿児島本ではこれが本文中に織りこまれている。島津本の書き込みは書写の際の脱漏であろう。

以下、内容を紹介しておくこととする。なお、『鹿児島県史料 旧記雑録前編二』からの引用は「旧記前二」と略し史料番号を付した。

一 『刑罰治国慮理撫民武用記』の書写・伝来

まず、島津本の奥書をみよう。

文明十七年乙巳八月十日　　藤原経通（花押）
薩州冠嶽山住持歓久ヨリ写畢、

書写人の藤原経通、底本提供者の歓久と冠嶽山、表紙の手沢銘について検討しよう。冠嶽山は冠岳山鎮国寺頂峯院で、同寺の宝徳元（一四四九）年の座主歓澄作「冠嶽之由来」には「彦山・熊野山参詣之時者、先達職之事定法也」とあり修験道場だった[6]。鎮国寺のある日置郡串木野郷は、文明二（一四七〇）年五月の島津立久書状には大友氏の豊前進発への出立を串木野衆中に求めており[7]、島津氏直轄領だったろう。こうした事情からか、文明一〇（一四七八）年、島津忠昌は桂庵玄樹と冠嶽山を訪れている[8]。また、同寺境内の歓久法印墓塔には「永正三丙寅十月廿日」の銘がある[9]。鎮国寺は『日置郡地誌備考　追録下』収録の「寺社由緒　文化書出」によると、元は天台宗で一九代相伝後に真言宗となるが、京都法輪院権僧正宗寿が中興開山となり真言宗にかわったとある[10]。代わったとされる時期が歓久の前後であった[11]。歓久の前後については、次の口宣案がある[12]。

上卿中御門中納言
一、文明十四日（年）十二月十一日宣　　薄墨地紙一紙
　大法師澄久
　宣任権律師
　蔵人頭右中弁藤原元□判

他に住持に関する文書がないことをみると、澄久のころが鎮国寺の画期だったのだろう。また、鎮国寺の兵法書生成の場との関連は冠嶽の麓の上名村諏訪大明神の脇に摩利支天を祀られていたことなどが傍証となろう[13]。歓久は鎮国寺の住持で永正三（一五〇六）年に没しており、鎮国寺は守護忠昌が来訪するような島津氏保護下の寺院であった。

奥書には藤原経通が歓久から借用して書写したと記しながら経通の名は抹消され、表紙に「顗久（カ）」と手沢銘がある。このことは、歓久が本書を経通に提供し、その後に顗久（カ）なる僧の手に移ったと推定される。書写人の藤原経通は、島津氏家臣で「経」を通字とする一族からみて村田氏だろう。伊地知季安編『庶家系図』三収録「藤原姓村田系図」には薩摩に下向して島津忠国に仕えた通善の一族に経房・経安・経堯・武秀と記され[14]、経安の姉妹には島津立久の夫人がいた[15]。また、立久・忠昌代の文明年間前後の犬追物手組に村田阿児三郎丸・村田太郎左衛門尉・村田太郎次郎がみえる（旧記前二・一四三一、同一四九七、同一六七二）。経安は文明二年には肥前守だったから（旧記前二・一四六三）、右の人物らは経安以外の人物となり、立久・忠昌の側近の村田氏の立場を裏づけるものである。本宗家守護の老名経安の満家院にある島津氏の宗廟花尾社への関与は、伊地知季安編『花尾社伝記』に次の文書が引用されてい

る。[16]

一宮大明神
海西路薩摩州満家院一宮大明神并高尾大明神・御霊大権現再造之事、夫当社者、不啻一院之御感応、寔是三州所信崇、経安嘗領此、偏仰彼神、文明壬辰（四年）之春、謹抽丹悃新肇一宇、雖経之営之、不克挙落成之功、院時属他氏、爾来渡十年、奉命再領院務、誠頼神霊加力也、故茲歳之春、知前功之可続、而命工匠修葺畢功、豈無感格乎、伏希国家安寧・人民豊楽、専祈経安文武兼備忠義共全・子葉孫枝永歌繁茂、美寿山福海益、伝高広之昌、

延徳三年辛亥三月廿七日　　肥前守経安

本文書は、延徳三（一四九一）年三月、満家院の一宮大明神并高尾大明神・御霊大権現再造の造営がなった際に村田経安が奉納した願文と考えられる。それによれば、①一宮大明神は満家院の鎮守であり、経安が満家院を領していた文明四（一四七二）年に修造を開始したが満家院の領主が経安から他氏に移ったこともあり叶わなかったこと、②その後一〇年ほどして満家院の領主に復帰し造営が完成したとある。

一之宮大明神は、鎌倉前期に僧永金が東俣村にあった高尾大明神・御霊大権現を満家院に移して造営した社で、社内には島津忠久・丹後局・惟宗広言の神像が納置されていた。[17] 後には、一之宮大明神は島津忠久・丹後局を祀る花尾社の別当寺である平等王院の子院東光院等が管理していた。[18] そして、『花尾社伝記』によれば平等心院には坊津一乗院の僧だった頼政が住持していた。[19] やがて、明応三（一四九四）年、守護島津忠昌により花尾社の社殿が新造されるが、『花尾社伝記』は以下のように記している。[20]

三年甲寅八月、忠昌公為大檀主、新造花尾山社殿、地頭村田経安、座主平等王院俊誉・円融院弘叶・普賢院盛秀・吉祥院快宥、其他惣大工柏木孫三郎道直・美代新左衛門清継等與焉、

近接した時期の延徳二年一二月四日の田布施諏訪大明神棟札には「大檀主」「当地頭」「遷宮司」「大工」と同様の単語が見えること[21]より考えれば、『花尾社伝記』の記述は棟札によっていよう。右の事情から、村田経安は郡山の地頭であったと考えられる。

『刑罰治国慮理撫民武用記』を書写した藤原経通を経安らの村田氏一族と考えると、村田経通が歓久から借用して書写することは自然なことだったろう。一方、藤原経通の名と花押を抹消したのははばかりがあったからだろう。以後、本書は島津氏の手に移り兵法書の一群として保全されて今日に伝来した。一方、鹿児島本にみえる川上久国は、天正九（一五八一）年生、慶長の役で島津義弘の配下で活動し、寛文三（一六六三）年に死去した。[22]『川上久国泗川在陣

記』など多数の著作・記録を残していることで知られる。鹿児島本の奥に「川上久国書」とあるのは、川上久国所持本という意味だろう。一五世紀後半には成立していた本書は、やがて島津氏家中の要書とされていたと理解できよう。

二　『刑罰治国處理撫民武用記』の内容と性格

本書の著者は冒頭に「刑部侍郎武案撰」、序文に「刑部侍郎武案トハ黄石公ノコトナリ」とあって、秦代の兵法家・黄石公に仮託したものだろう。本来は武具知名篇・戦場揚名篇・為夫養育篇・習芸能得篇・家督持久篇・算卦可祈篇・八相尊修篇・治国重王篇と八篇だったが、現状は武具知名篇から習芸能得篇までの四篇のみである。表紙に「刑罰治国處理撫民武用記注上」とあることから、前四篇を上、後四篇を下の二冊構成だったろう。叙述スタイルは、本編が漢文体、その後の加篇は仮名交じり文がある。加篇とは、武具知名篇の加篇に「モトハ漢字ニテ読習カタシ、醍醐天皇仮名ニナシタマヘリ」とあるように、漢字のみでは理解しがたいので加篇に仮名交じり文の注釈を加えたということだろう。

次に篇ごとの内容を紹介しておこう。序では、黄石公の武と治世の関係を述べ、その基本に儒学八徳の芸は仏教の八相成道に通じるといっている。

武具知名篇は鎧・甲や刀や弓を説明している。頭・首を守る甲について「甲（カブト）者一刎（ヒトハネ）、左之刎（ハネ）者（ハ）摩利支天ノ住（ツ）シ宮、右者八万四千之軍神之住（ツ）シ宮也」と摩利支天と八万四千の軍神が鎮座したものといっている。両者は起請文にもみえる単語であり、神仏への誓約による保護をうけていることを意味しよう。加篇では帝釈天と修羅の戦で摩利支天が大将であった時の戦勝の様相を、日の吉凶、陀羅尼、釈迦の説法などを例に説明している。

戦場揚名篇は出陣の儀礼などを説明したもので、「叡王」（エイオウ）等の鬨の声、摩利支天の陀羅尼を誦することの意味などを説き、「叡王」は勝運の偈であると言っている。加篇では、摩利支天・弁才天・大黒天への礼拝の重要性を述べ、鮑・鰹・栗の三肴の由来を説明している。さらに、五姓人についてそれぞれの運卦を説明し、七曜と合戦での出陣日の関連を選定する際の作法等について述べている。

為夫養育篇は父母と子の関係を説いている。交会に関する禁忌など孝子出生の条件を述べる。出産による犯土から逃れる偈である「東方慈父、南方福徳、西方悲母、北方長寿、中央利益、堅牢地神、許出胎垢」は『大正新修大蔵経』でも検出できない成句だが、密教的世界観がベースになっていることを確認できる。加篇では出生後のことについて、九歳で解帯、十五歳で元服と記している。こ

のことから、本書の欠落分の叙述には年齢とともに果たすべき立場を順を追って述べていると推察されよう。

習芸能得篇は、司農工商琴碁書画の八種の職・芸について説明している。芸を身につけることは諸人を教化する面と自身の身を保全する点が重要で、武は戦場での軍陣の運用をいい君臣の道の実践であると述べる。加篇では音楽・碁に多くを費やしており、十案という人間の思考を武に重点を置いて説明している。以上、上巻の四篇は密教を基盤においており、このことは和注としてあげる菅家・江家の注釈を相対化している点と共通している。

最後に、下巻にあるはずの家督持久篇・算卦可祈篇・八相尊修篇・治国重王篇の内容はいかなるものだったのだろう。家督持久篇は家督たる者の要件を、算卦可祈篇は出陣の可否などをめぐる易による吉凶判断、八相尊修篇は、「八相」に釈迦の八相成道と人相占いの八相があるが[23]、「尊修」があることから釈迦の生誕から死去にいたる行動の解説、治国重王篇は国を治める王の統治者としての立場を述べていると推察される。そもそも、『刑罰治国處理撫民武用記』というタイトルは「刑罰を正当に科して国を治め、ものごとの道理を考えて民をいつくしむ、そのための武の用い方」という意味になろう。密教系の兵法書である本書は、家督となる者の条件と姿勢を釈迦の八相成道を基盤に説こうとしたものと推察できる。一方、本書の成立の場は、本文中の「慈」に「ミカタ」の訓がふられており、これは南九州の方言と考えられており[24]、本書成立の場は南九州である可能性が高かろう。

本書書写の時期は、伊作久逸と新納忠続との争いを機にはじまった内乱が解決した文明一七年七月と同時期である。この乱では当主島津忠昌の立場が問われた。文明一八年閏一一月、島津忠昌が大隅守護代本田兼親に宛てた書状には「先年之一乱之事者、偏天魔之所為候之間、無申事候、然者改先非、皆々入見参候上者、更々以無遺恨之儀候」と述べ、忠昌が自身の誤りを一族・家臣にわびることで収束した（旧記前二・一六四七）。一方、家督の立久・忠昌の呼称は、立久は文明五年の犬追物手組などに「殿立久」と表記される一方（旧記前二・一四八七等）、後継の忠昌は家督継承の際の琉球国王書状に「梶原公」と母の実家の名で称されていた（旧記前二・一四八九）。立久の前代の忠国・持久の関係も含めて家督の正統性が問われていた[25]。こうしたなかで家督の正統性を論理的に説明しようとする『刑罰治国處理撫民武用記』は、現実に対応するものであったといえよう。その後、義弘近臣川上久国が本書を所持していたことは、島津氏家中において基本書と位置づけられていたことを意味しよう。

三　『刑罰治国慮理撫民武用記』の翻刻

翻刻にあたっては、以下の点に留意した。

①本文は島津本である。

②異体字等は通用の字体に改め、他に類字を見いだせなかった文字はそのまま翻字した。

③不明な残角文字の一部は鹿児島本と校合して判読した。

④改頁の部分には」を記し、その下に頁番号を〔1〕という具合に示した。脱漏を補記した部分は『……』で示し、その文章のある部分に」と頁番号を示しておいた。

『(異筆)宜部』　頴(カ)久

刑罰治国慮理撫民武用記注上」〔1〕

（白紙）　」〔2〕

刑罰治国慮理撫民武用記註序

刑部侍郎武案撰

叙シテ曰漢ノ中尉玄明ノ曰、武用ニハ有篇、有章、有得、有兵者也、人之治世二ヲ不知難一ヲ、不安穏、不学章一ヲ、不信用一、可シ以賞シツ可シ以修シツ、可シ以テ観シツ、可以習シツ、是以之於貧ナル則ハ不慣セ、短ナル則不利ナラ矣、漢ノ後職素正黄石公武案思意曰、武用トハ可以テ思慮ス、可以計案云希、三皇憶昔ノ時、天自治メ地、自調ウ国、於ヨリ初安ク民至テ後ニ徳アル也、五帝ノ守代続ツイテ三皇之道ヲ、不トモ識ラ諸言一コトヲ時淳ク世直也喜、夏之人好賤ヲ乱逆云尓、殷之民ハ招禍ヲ難静ト云レ歎、周治世之臣、有文、有武、有作、有勇、有易キ、着占有昭、相形記ス諸於善言ヲ言伝ヘタル、是芳末作也、所寄附ノ者暗夜ニハ安ク眠リ無驚」〔3〕夢、明時ニ早ク起テ無走疵シモ、是之者、周治世ノ都床ニハ無ク微塵モ、政道ニハ無キカ刑棘所ニハ謂ノ求行也、求ル者ノハ太多出ル者ハ最トモ繁シ故得アリ、修スル則能得儒一ヲ、得釈ヲ得道勤スル則嘗ニ味酢一ヲ、味辛サ、味苦一ヲ者也、三教同味ト云希、武勇者ニハ是唯思慮廻策一意ノ重術也、儒之得物有八徳ノ之芸、所謂故ヲ礼楽・射御・書数・医牧之篇也、釈之教物ニハ有八相成道、所謂故行ニ上天下天一ヲ、陀胎・出胎・出家・成道・降魔・転法輪・般涅槃之業作ル也、道之術物有ニ八求ノ延相一、所謂故於捨因作舎思隠、四所三交延命、得飛為青牛冀思也、武家・侍倍・殿公・学物ニハ有八相ノ能修、所謂上天・下天・陀胎・出胎・在家能修降敵知領事死活議之可勝也、為シテ家生不スンハ知ラ可読習、不読習セ、不レ可レ有世間ニ耳ミ、不レルト可慣カナワ」〔4〕云而已、諸聖・長賢ノ八相、尤モ八種八苦也、八苦ハ生老病死・愛別離怨・憎会貧窮・困五盛隠也、唯是維有ニル八之字ノ方篇一ニ者也、釈氏宮ニハ八歳ノ龍女献宝珠ヲ、云八字文殊・八字菩薩・大聖文殊師

利菩薩・大聖摩利支天菩薩在之、武用亦有八篇ト、諸芳篇ト謂フ焉云、一ニハ曰武具知名篇、二曰戦場揚名篇、三曰為夫養育篇、四曰習芸能得篇、五曰家督持久篇、六曰算卦可祈篇、七曰八相尊修ノ篇、八曰治国重王ノ篇云、儒家・釈氏以武用之八篇ヲ、為トシ身体ト為トス修行ノ大意ト、於元来三世何者無ケレハ得難シ了脱而難シト覚悟シ、語ラク、秦治抱武臣ハ無ク文而有リト武云、無シテ性有リ直ク喜、維戚レハ懐ニ利ヲ疵カル、混シテ龍宮宝珠ヲ失ス、鉾負ヲ浮ンテ胡海明ス瓊ヲ、是皆ナ欲作ノ達奪也、可シ以テ慎ム、可」〔5〕

以識ル、可以将ツ、可以讃ツ、驚シ天地ヲ、勇メ人倫ヲ、讃儒釈ヲ感セシムル鬼魔運勝曳ノ句也、周秦漢三乗ニハ有八篇ノ武勇、爰ニ許漢ノ玄明、以テ篇ノ次、十有六篇也、為ス加篇之名術密シ而テ源ニ、謂曰ク、聞、人ノ教学ヲ、伝ヨト人得識ヲ之、是者高クシ山ヲ平ニシ野ノ掛木ヲ麼スレハ草公宅屋地ノ之徳也、令里ヲ尋ツネ郷ヲ、聞、町ヲ清シヌルヲ水ヲ、民竈舎壁之福也、新改道地ニハ以テ頌ヲ葉ト為ス持久運ト、古荒住所ニハ以易変ヲ為受勧ノ楽シミト故ニ、謂至テ周般治ニ君臣安静ナリ、及於秦ニ不寧ナリ、燕徐歎驚ス、以諸是ヲ、於漢玄明高皇奉ケテ保ヲ、以テ階下ノ二臣伝之開ニ内侯臣鄭仲散騎常侍中領軍安主光禄大夫臣、皆以テ諸伝ヘタリ之、金紫光禄大夫銀青光禄大夫至ルマテ于朝請散騎大夫文散侯夫、欲ス伝ント之、及テハ於秦ノ始ノ時ニ、不奉ケ武勇ヲ、則故君臣不匡ナラ、民業不任セ、山ハ自下、野ハ自荊リ、里ハ」〔6〕

自荒、村ハ自藪アリ喜、知武則ハ政尤成就、嗜ミ味ヲ則ハ道弥慣ノ明也、故謂テ曰、刑部侍郎之曰、賞者蒙徳ヲ、得太多ヲ者、罪ミ者、曹捐失重遅ヲ者莫レ怖畏軍陣ヲ、莫動致スルコト、戦場不ル保セノ此思意者怖畏不慮、此直心者動致スト云尓、為ル慈ト者ノハ能略シ、為ル敵者ノハ能伏セヨ、以是ヲ但儀ニハ謂フ、思慮可シ敬ス、可礼ス、武用ハ先与善言ヲ、曰漢後職党ノ正黄石公刑部侍郎武案等上、」〔7〕

刑罰治国慮理撫民武用記

刑部侍郎武案集解

武具知名篇

甲・鎧・籠手・半首・厭膝・臑当・毛面、謂レ之ヲ武具ト、干戈・利刃・弓箭・胡録、謂之ヲ兵具ト、欄楯・勝蓋・幡・旗・呼兵・装軍・進鼓、謂之ヲ物ノ具ト、肩着・懸鏁袴・腓巻・弓射袖、謂フ之ヲ戦具、如何ニ物戦場ニ名能ク伝用セヨ之ヲ、甲者一刎、左之刎者摩利支天ノ住シ宮、右者八万四千之軍神之住シ宮也、故ニ謂軍陳ニ而者、可拝両ツ之ノ住シ宮ヲ云、戦場ニ而者、可当ル両之住シ宮左前ニ云、首上之穴ハ謂伝反ト、所謂者中天竺毘舎利国ニ有リ兵乱、伯幕」〔8〕

兼ト麁魔ト合戦ス、既為軍怖之機ヲ発熱セリ之、彫孔シテ甲首軍怖而者、出ス機軍既運勝故、執例故左執彫孔・甲首、出機之所見、似電光故

謂電反也、粟散境地之ノ軍怖最初也、故思慮スル其時之勝負之意趣ヲ者也、

仏家者戸棄仏之勤修也、修羅モ未起、帝釈未サル治ラ以前也、然ウシテ後チ、有リ梵語大皇天地人之三主タリ、謂毘舎利国ト者于今所レ謂名也、其後、蛮古上皇出生ス、是者南閻浮提開主也、有テ子人五人、定メ方角、天老兼ト師、広而分散シテ春夏土秋冬ヲ修ス始終云、加篇ニ所云也、甲之ノ本起ノ西感宮ニ有参宿、頂頭強賢ナルコト如鉄石ノ、甲薩比シテ之置ク首上ニ、其軍怖運勝セリ之、其後、伯幕置ク頂首ニ毘舎利国之軍怖運勝之故、謂武具ト、尤モ除キ疵ヲ避ルコト傷在ルニ之甲ニ耳ノミ、四方録、二方白、甲者陽六之ノ時四方白、其ノ二〔9〕光似タリ銀ニ、故ニ謂四方銀ト、陰六ノ時、北南白シ、其光リ微乏也、夕陽ニ早ク速出見ヘ光大多ナルハ謂参宿ト、二十八宿其一也、甲ノ之後ロ背結ヒ置ク紫緒ヲ者、謂高勝ト、鎧之後背之赤染ノ緒ハ謂総角ト、高勝ハ不可有ル取ルコト、天大将軍欲スルニ負ケント軍怖ニ、取テ高勝ヲ揚クル鼕ノ聲ヲ時、軍兵有知ルコト、然レハ不可有取ルコト、甲ノ之端切之遶者謂フ去死ト、非ス腰之ノ字ニ、又有居四之字ニ、是四方銀之ノ時、銀居四所也リ、故ニ謂居四之ト、五鉧甲・三鉧甲在之、非ス枚之ノ字ニ、読習甲之ノ鉧也、鎧名綿鞴取テ之、懸ル鐔結ンテ之ヲ領ル鎧ヲ、祖伝以テ之、厭フテ敵ノ刃ヲ祖伝也、非ス袖之字ニ也、鎧之祖伝所以謂ハ者漢土ニ三祖之ノ明神有座、於テ是宮ニ武案所賜ハル也、雖有本来鎧之相伝、不レ知用之、武案於祖社ニ伝テ之、以知レル用ヲ、逃ケ飛箭ヲ防ク利刃者也、三祖之明神、先祖中宮黄帝也、諸祖左ノ宮」〔10〕也、帝釈宮也、師祖右宮也、伯幕也、故ニ謂三祖之明神守武用ヲ、護リ皇道、孚ミ忠臣、撫ツル庶民ヲ霊神也、故ニ神前在リ幕、加篇所謂ウ也、祖伝之緒ハ有アリ七絃、左之ノ祖伝緒ハ名迎軍ト、右之祖伝緒ハ名ク者招慈ト也、背懸ル総角ノ緒ニ謂フ祖伝之緒ト、相進ノ緒ト云ハ者、戦場而者相進緒、軍陣而者祖伝緒也、有ル祖伝之外面ニ粧軍者不可謂粧軍、左之相伝之者支天緒、書摩利支天名号、唵摩利支曳也、不レス書娑婆訶ヲ、所以ハ摩利支天有密伝、右之祖伝之者、崇神ノ緒ヲ、書八万四千軍神ヲ、以左之軍神、不書注者鎧之ノ後ロニ背懸テ総角ヲ、所謂者ハ、毘舎利国之戦場、平閑、野次、総角草太多、伯幕之慈ノ軍兵、鎧之後背ニシ而テ、懸総角、為ス慈之相進、于時軍怖運勝無限リ、結構之ノ様、総角草之生蔓ルコト今之ノ趣キ也、弓箭兵乱之ノ時」〔11〕

結構馳走ノ詞ハ在之、鏗之ノ下タ者、謂草摺ト、所以者、平閑野ニシテ次而、伯幕軍兵、八万四■千人居ル草首ニ、故ニ謂草摺リト、釓之ノ下者ハ、謂ウ威向ト、非ス胸威多ニ也、両方脇ハ左謂フ進鐶ト、下者謂挾相之威多、右ハ謂フ脇威多、下者謂招慈ノ之鉦ト也、悉ク皆非謂草摺、可キハ知者武具名也、総角之ノ挾金謂菊座ト、祖伝之挾金謂

挾相、相進挾金者箭習也、綿韜之上者、謂請慈鉦ト、所以者ハ伯幕之方軍兵甲之ノ鞠置請慈之ノ鉦之上ニ、軍陣而安メ首ヘ頸ヲ而、其戦運勝不可カラ勝計故、謂請慈ト請我方ニ兵安息スル也、麁魔之類戦者ハ、無鎧イ之ノ相伝挾相已下ノ具粧云云、

加篇 モトハ漢字ニテ読習カタシ、仮名ニナシタマヘリ、醍醐天皇

刑部侍郎武案トハ黄石公ノコトナリ、宮ハマツ刑部ニナリテトカ」〔12〕

アルモノヲキルツカサナリ、秋ノツカサ也、秋ハ金ノ季ナリ、サレハ刑部ノ宮ノ注ニ刑シテ盗賊ヲ、失竊意ヲ罰シテ勾引捨ツ誑計ヲト云云、カルカユヘニ武案カ官ヲ刑部ト任スルナリ、後ニハ黄石公トイフ、是周ノノ代ノノ官位ナリ、コノツカサ、注ニイワク、黄石ハ土ノ色ナリ、石ハ以レ石ヲ乾メ湿レ地、以レ公ヲ治ム乱邦ヲト云々、注ノコ、ロハ五行ノ中ニハ土ノ色ハ黄ナリ、石ハウルヲヘルトコロニヲキテカタムナリ、ミタレカワシキクニハ忠臣ヲ以テヲサムトイヘハ、後ニハ武案カツカサヲ黄石公ト任スルナリ、甲ト・鎧イ・籠手・半首・膰当・毛面ヲ武具トモ六具トモイフナリ、武具トハ武士ノ具足ナリ、コレハ王ヨリ買フテタマハル物ナリ、武案カ買フテ軍陣ニテ武兵ノ甲乙ノ次第ニシタカフテトラセケルユヘニ、武案カ具足トイヒシナリ、武士」〔13〕

トハ武案カ士トイフ意ナリ、タケキモノフト云意ニアラス、武具ヲ買フテ士ニトラセケルヲ天大将軍トイフ、帝釈・修羅ノ戦ノ時ニハ、摩利支天ヲ天大将軍ト云ナリ、六具トイフハ鎧ハ身ニ着テ甲ヲモタスルコトナレハ、以上六具トイフ也、甲ヲモタスル人ハ、五姓相ノ者ニモタスルナリ、ユメ〳〵相剋ノ者ニモタスヘカラスト云々、相応、木姓火、火姓土、土姓金、金姓水、水姓木ナリ、相剋ハ、木剋土、土剋水、水剋火、火剋金、金剋木ナリ、是ヲヨク〳〵カンカヘテ、相応ノ者ニ甲ヲモタスル也、帝尺・修羅ノ戦ノ場ノ天大将軍ハ摩利支天也、大将軍ト武兵トハ五姓相応ノ人ニ役ヲサスナリ、武兵トハ其日ノ軍奉披也、日吉凶ヲシリテ軍ヲスルヲ武兵トモ武士トモ云フ也、日ノ吉凶ハ寅々々巳々々」〔14〕

申々々亥々々也、鎧ヲモ買テハ此日ヲ見テ着ヘシ、鎧ヲハシメテキルニハ、戌亥ノ角ニムカヒテ、軍陣軍旅戦場常在所見善悦護身勝運ト唱ルコト唯一タヒナリ、ワスレテモフタ、ヒ・ミタヒセヌコトナリト云々、常在ハ住所ナリ、鎧縢ヲタツルトキモ、コノ文ヲ一タヒトナウヘシ、縢ヲタツル吉日ハ己亥日ナリ、タ、シ辛ノ亥、己巳ノ日ヲ縢ヲタツルニハ、能々禁スルコト也ト云々、辛亥ノ日ハ修羅ノ発日也、己巳日ハヲノレカヤム日ト書スト云云、コノ日ヲ頻ニ可レ禁ト密伝アリ、干戈・利刃・弓箭・胡録、謂フ之兵具トハ、コノ具足ハ兵部省ニ宣付テコシラエヲキテモタセラル、ナリ、故ニ兵部ノ省ノ注テ云ク、徴テ兵器ヲ、護リ帝道ノ遐昌、稟テ勇士ヲ、運ス天下泰平

ト云ヘリ、故ニ謂之兵具、欄楯・勝蓋・幡旗・呼兵・粧軍・」〔15〕

進鼓、謂レ之、物具コレハ雑人ニモタセコレヲエサセナントスルナリ、雑物以下ナント云□トシ、吉日良辰ヲ撰テシタリ、○悪日ニセヌモノナリト云々、楯ハ松ヲモツテスルヲ本トスル、タトヘハ周ノ代ヲオサムルニ、戦場ノ詞ニ臣皆云トコロ、武勇以レテ楯命ニシテ運勝一ヲ、欄楯ハ以テ松ヲ止ム箭刃ト云々、故ニ松ヲモツテ楯ヲハクト云々、金姓ノ人ト水姓ノ人トハ、楯ノ板ニ釘ヲサスニハ、釘サキヲ面ニナシテウツナリ、ソノホカハ釘ノサキヲ内ニナシテウツナリ、金剋木ト云ニ、釘サキヲホカニナスナリ、金姓水ト相姓ハ水ニアフテ金ハクチヌル故ニ、釘サキヲホカニナスト云々、楯ノ長五尺二寸也、応ス人長、広サ二尺二分、応ニト人横一ト釈セリ、勝蓋ハ墎ノ上ニカクヲ云トアリ、竹ヲモツ網代ヲ組ンテ中ニ牛ノ皮ヲ入テハサムモノナリ、幡ハ錦ヲモツテ一陣ノ一将ノ前ニ」〔16〕

タツルヲ云ナリ、長サハ七尺五寸、広サハ八寸八分ナリ、七尺五寸ハ摩利支天ノ釼ノ長サヲ表スト云々、広サ八寸八分ヲスルハ八相能修ヲ表シ、八分ハ八苦ヲ表スナリ、旗ハ兵コトニモタスルコトナリ、戦場常在トモニ旗ヲモツコトナリ、長サ三尺二寸、広サハ五寸八分ナリ、呼兵、是ハ戦場運勝ノ佳例ニ、戌亥ノ方ニアル林ノ竹ヲ根ホリニシテ、フシ十六ヲコメテツクルヲ呼兵ト云也、竹ヲホルコト、夏ノ正月・五月・九月ノ庚午ノ日ヲモチ井ル也ト云々、是ハ夏ノ代ノ臣公房ト云人ノハシメテシイタシテ、度々ノ軍陣運勝スルコトハカリナシ、故ニ例ヲトリテ漢マテモタエススルナリ、戦場運勝ノ佳例ニマカスルナリト云々、竹ノ節十六ツクルコトハ夏ノ臣呼兵ヲトルモノ拾六人也、故ニ十六フシナリ、釋軍ト云ハ、人コトニモツテ磬ヲ」〔17〕

ツクルトキ、タヽクモノ也、和注ニ云ク、コレヲ軍馳ト云ナリ、肩着・鏁袴・腓巻・弓射袖謂レ之ヲ、戦具トハ、是ハ皆戦場ニテスルモノ也、常在ニテハセヌモノナリ、故ニ戦具ト云也、軍陣而者可拝両ノ住宮ヲ云ハ、軍陣トハ八陣ヲフムテ九城ヲハ見ヲ軍陣ト云ナリ、戦場而者可当両之住宮ヲ、左前ニトハ、陣屋ヲ打出テ軍ヲスル所ヲ戦場ト云ナリ、其後、蛮古上皇出生ス、是ハ南閻浮提開主也、其時マテハ輪王ト云テ男女モ出来ス、天老ト云テ八翁アリキ、師広ト云ハ、今ニ道士ト云テ仙人ナリキ、伯幕ノ魂主ナリ、蛮古上皇ノ子ニ、春夏土用、秋冬木火土金水、五節五行ヲワキテ季分ノ魂司ノ定ム也、釈迦ノ般涅槃ノ時ナリト云云、故ニ経ニ四季ノ字不分ト見タリ、伯幕ト」〔18〕

云ハ、伯ト云ハ氏ナリ、幕ト云ハ名ナリ、軍怖ノ機運勝スルコトハハシメナリ、甲ノ本起ハ、西感宮ニ有、参宿トハ、感宮ハ星アツマル宮ナリ、月ノアルヲハ広寒宮ト云コトクナリ、甲ハ鼈甲ヲマネテ

シハシムト云説モアリ、甲薩トハ庚方ニアリシ道士ノ名也、是モ伯幕同シ時ノ者ナリ、陽六陰六ノ時ハ易道ニ六陰六陽ト云、夏ノ正月ヲ三陽ト云、正月ヲ初陽ト云、夏ノ五月ヲ初陰ト云、十月ヲ六陰トモ後陰トモ云ナリ、『（以下、行間及び欄外に記す）甲ノ高勝ヲトリテ天大将軍欲ルニ負ト軍怖ニ時ナルト云ハ、高勝ヲ取モツコト、左ニシテ軍陣軍旅戦場常在所見善悦護身勝運ト唱レハ利刃ヲ广リ支天トスル也、天大将軍トハ天ハ天部之天ノ字ヲ（19・18）」頂上シテ将ニ師スル也、将師ハ軍也、甲ノ端切ノ周リ者謂□（去）死ト、非腰ノ字□（三）、□有ト居四ノ字ニ云ハ死ヲサルト云也、是ハ武案广利支天ノ持（17・16）」物徴刃ヲ甲ノフチニアテ、箭ヲフセクニヨリテ死ヲサル故ニ去死ト云也、居四ト云ハ参□（宿）ト云ハテ西感宮ニ居ル所四所也、ヨリテ居四ト云、非腰ノ字ニ云ヲ以テ（15・14）」和注ニ、菅家・江家漢字ノヨミヲツクルコト、此注ヲモツテスト□（云）ヘリ、祖伝□ノ之□（刃）ヲ厭祖伝也、非袖ノ字ニト云ハ、袖ハ徹也、徹ハ鎧ノ禁字也ト云、祖（13・12）」伝也ト云テ所謂レヲ云、袖ハ手ヲトヲスユヘニ、袖ノ字ヲ書、鎧ノ袖ハ裏ナクテ手ヲトウサス、手ヲアラハシテ肩ニヲ、テ、矢ヲイトイ敵ノ具足ヲフセクモノナ（11・10）」レハ、トヲルト云コトヲ禁句ニスルト注セリ、師祖右ノ宮ナリ、伯幕ク也、故ニ謂三祖ノ明神守武勇護皇道ヲ、孚ミ忠臣ヲ、撫ル庶民ヲ霊神也、故神前ニ（9・8）」在ト、幕云ハ、伯幕ニテアルニヨリテ、伯幕ノ事ヲイワン用也、幕ト云ハ天竺毘舎利国ノ軍怖ヲ運勝スル本起ハ伯幕ノ産衣ヲ掛遶ス、（7・6）」毹魔惶レヲナシ軍怖コト〳〵クマケ、リ、伯幕ハ運勝ス、帝釈・修羅ノ戦、广利支天叡王ノ得勝（5・4）』○堂ノ前ニカケメクラシタマヒテ、カツコトヲエタマヘルハ、毘舎利国ノ軍怖ヲウツシタマヘリトナラエルナリ、故ニ可□□負スノ見ノ幕在之、修羅ノマケヘキヲミルマクト云ナリ、伯ノ字ニ要作ヲトリテ白色甚妙也、

五ノ結目衣ト云モ幕ノ名ナリ、上ノ結ノ目ハチツケノ見物結ノ目、支天結目、庶子ノ結ノ目、惣領ノ結ノ目ト」〔19〕五結目トモニ名在之、○（四十八領結目／○チツケノ字本字コレナリ、）毘舎利国ノ軍怖運勝ノ佳例、帝釈喜見城運勝ノ佳例ニ任テ、戦場ニ幕ヲモテ、軍陣ニ幕ヲ掛ナリ、神前ニ幕ヲカクルカ、降魔ノタメナリ、況ヤ人家ニヲイテヲヤ、伯幕ト云ハ、帝釈未為王ウ、修羅未為瞋前ノ仙人ナリ、経ニ釈氏王舎城ノ説ニハ、時有阿私仙来、白於大王、我有微妙法、世間所希有トアリ、サレハ伯幕ハ微妙ノ法味モアリテ釈尊ニ伝タリ、コノ本文ハ周ノ代ヨリ以降、ナラヒキク所也、後記ニ云、所聞ノ本文ヲ唐ノ法師鳩摩羅什三蔵集テ、全部ノ経ト釈セリ、サレハ武勇ハ能修スレハ、微妙法同味也、師アレトモ檀那ナクテハ成就セ□（ス）ト云、伯幕ハ釈氏降魔持、鹿野苑ニテハ毘沙浮仏トナリテ釈氏ノチカラトナルト云々、帝尺・修羅」〔20〕ノ戦ノ時ハ、摩利支天ト崇現ル、モ、伯幕ノ霊也、戦場而者相進ノ緒ヲ

ト云ハ祖伝ノ結ヲ長ク延テ動ノ時ニ前ニ振ナヲシテ矢ヲフセク故ナリ、軍陣而者相伝ノ緒也ト云ハ、ソテヲ短成テヲクヲ云也、サレハ鎧ノ祖伝ノカヽリ見ヨクアルナリ、シルヘシト云、左ノ祖伝ノ緒ハ支天緒、書摩利支天ノ名号ヲ唵摩利支曳也、不書娑婆訶ヲト云ハ、娑婆世界ノヨロコヒノコトハナリ、娑婆ノ歓喜ノ詞ハトオモヘハ、武勇ハ不サル慣者也、オモヒキリテ心ヲタケクモチテ、戦場ニハ出ヘキコトナレハ、其故ニ娑婆訶ヲカヽスト云、右ノ祖伝之者崇神ノ緒書ク八万四千軍神ヲト云ハ、軍神ハ我姓神也、姓神ハ信スルトコロノ神ヲ三行ニ書也、左ノ祖伝ノ緒ニハ唵摩利支曳ノ一行也、」〔21〕

戦場揚名篇

可出ッ戦場ニ首途唱ル文、方中北方黒色死所、誰人不迎、迎者能死、我為修羅迎彼方也、故念シ支天ヲ無敵無怨、無楯無力、則断一切世間悪念、無悪念、謂定生浄土ト、唵伯幕魂主支天叡王(曳歟)三反而、利刃者向敵ニ而、持携ル趣者左刃右柄而、調伏敵ノ方降伏ノ文ニ曰、人界受生、住世間者、以欲為本故成怨敵願失此心皆入禅定一反唱、三天惣礼、次云兵具而摩利支天云、軍陣軍旅戦場常在所見善悦護身勝運一反唱、勝運偈ニ云、次云、着鎧持テ甲食ス三肴ヲ、三肴者鮑・鰹・栗也、後而者軍兵通シ招慈ノ之方ヲ、時過テ唱フ勝運偈一反、次云一将左刃右柄而、災火蔓延衆苦老満故念菩薩為我頂礼一反唱、唵摩利支曳三反唱ヘシ、　『十一(丁付)』〔22〕

迎ゥ軍陣ニ也、于時着陣之儀式、見セテ山迎於勇士、取八陣ヲ而見スル九城於大将者也、儀式如右、軍兵揚ル鬨ノ聲ヲ趣者、曳叡王云也、曳呼ヽリ叫フ也、叡王ハ軍神ノ名也、呼ンテ軍神ヲ祈運勝ヲ意也、在戦場ニ而雑兵・軍兵・武兵闘戦之程而者、天大将軍之利刃摩利支天而戦場勝運之儀、思慮計案スル者ノ也、今日申酉之時ニ、皈テ軍神ニ宿直ノ之儀者三度、揚ル鬨聲ヲ、鶏犬僊剋也、加篇所云也、宿直陣而揚鬨聲ヲ之趣者叡王也、略曳ノ之字ヲ天大将軍宿直ス軍神、皈陣而守護身体云、唱フ勝運偈ヲ一反、軍神在戦場ニ而、不護軍陣之宿直ヲ、難キ宿直シ軍陣ニ者乎、故叡王与勝運ノ偈ヲ也、軍兵・雑兵不知案如是之所謂ヲ故ニ、自大将之陣揚宿直之鬨ノ聲者也、能略セヨト曳之字ヲ云、可」〔23〕

知案天大将軍ハ勝運之儀式ヲ者也、降伏敵ヲシ而終リ勧ル勝鬨ヲ趣者、先ッ皈軍陣ニ食ス三肴ヲ而、着鎧領甲之緒ヽ、勝ッ而携リ利刃而、迎ヒ敵之常在ヲ、唱フ勝運偈ヲ一反、曳叡王ト一度唱降伏偈ヲ、一度拝シテ我姓神一度、所ノ唱ル偈者大将之諺也、軍兵・雑兵・武兵ハ不可唱フ偈ヲ者也、不可迎フ敵之軍陣ニ、可キ迎敵之常在ニ者也、迎敵之軍陣ニ歓ル勝鬨者、敵不断云也、戦場而闘機之時、左刃右柄而、勿跳躍スコト、合戦之涯ニ意心動致云、軍陣而掛ル幕趣者、向艮角ニ為幕始ヲ、向乾角為幕終也、後而者可迎敵陣幕面、幕ノ始ハ向ヒテ幕面○左結ノ布ヲ者也、一将ノ欲負ケン戦時者、於リ幕初メ当三闌尾、当ル十四闌尾、当ル二十闌尾、解除之而、幕文之内、綻ヒ支天ノ結

目而、祈ル軍之運勝ヲ也、所綻ハス之寸三寸二分也、　『十二』（丁付）〔24〕

所謂三寸表天地人、二分表ス日月ヲ云々、勝運之儀武勇大篇ナレハ者、一将之祈如レ是、但シ祈念易ク慣ヒ運勝無計、寿命不期三ヶ日云々、

加篇

戦場ニイツルカトテニ、モシサリカタク北方ニムカフ時ノ事ナリ、修羅ハ戌亥ヨリオコリ、帝釈ハ辰巳ニアリテ可防因縁ナレハ、進鐭カタヲ戌亥アツレハ、北方ニムカフモノナリ、北方ヲウシロニナス時ハ、我為修羅ヨリ唱テ戦場ニハイツルモノナリ、三天惣礼ト云ハ、大聖摩利支天・大弁才尊天・司農大黒天ヲ礼拝スルナリ、摩利支天ヲ礼スレハ、軍ノ運勝ヲ祈ルナリ、弁才天ヲ礼スルハ、文章・計略ノ用也、大黒天ヲ礼スルハ、軍兵ノ粮要ノタメナリ、福天也、兵具而摩利支天スルト云ハ、兵具ヲ直ニ持テ」〔25〕立ヲ云ナリ、軍旅ト云ハ陣ニモ行ツカスシテ、途中ノ程ヲ云ナリ、途中ニテモ敵ニアフコトアレハ、勝運ノ偈ヲ唱テ身ヲツヽシムモノナリト云々、三肴ハ鮑・鰹・栗ナリト云々、鮑ヲ食スル本起ハ、夏桀之時ニ、胡国ヲセメシタカエテ揚ント勝鼓スルトキ、胡豪ト云人鮑ノ貝ヲ夏ニ献ス、則公房トリテ肴ニシテ勧ル勝鼓ヲ、任勝例食レ之、鰹ヲ食スルハ、秦ノ始皇ノ時ニ燕徐ノ両州ヲセメシタカエテアリシニ、燕ノ朋方ト云人鰹ヲ始皇ニタテマツル、則手自ラ削食レ之、軍兵ニモタマハル所也、任テ始皇之運勝ニ食スト云々、鰹ハ燕州・徐州ノモノナリ、栗ヲ食スルハ、漢ノ中尉玄明天下ヲ治テ、始皇ノ古墓ニユキテ見コト、夏ノ九月十有五日ナルニ、栗ヲオホク市クラニ売ル、食之曰、運勝例ニハ栗ヲ食スヘシト云々、」〔26〕

栗ハ常ニナキモノナレハ、臼ニテ舂テ食スヘシト云々、和注ニ云、今ノ搗栗也、見山迎於勇士ニ、取八陣ヲト云々、魚鱗・鶴翼・鋒矢形・団形・方円・龍尾・獅子首・張弓也、城門三所作寄也ト云々、一者送勢門、一者運迎門、一者兵粮門也、毎陣開ク三門云々、軍陣之門ヲハ開ト云、城ノ門ヲハ閇ト云也、

山迎之趣者、東高西下ハ白龍地、西高東下青竜地、南高北下黒竜地、北高南下赤竜地、中高四方下黄竜地、見之八陣ヲトルナリ、白竜地ニハ魚鱗ヲトルナリ、東ノ方ニ軍陣ヲオ〇クシテ、次第ニ西ニハ微少ニ踏軍陣ヲナリ、敵ノ城ヲ進鐭ニナシテ見之、青竜地ニハ龍尾・獅子首ノ軍陣ニフムナリ、四方トモニ角ニトルコトナリ、黒竜地ニハ方円・団形ノ軍陣ヲ」〔27〕図スルナリ、赤竜地ニハ鋒矢形ト張弓ノ軍陣ヲ図スル也、中ノ軍陣ニ人ヲオホクヲキテ、北南ニハ人ヲ微少ニヲクヘシト云々、軍陣ニオホクヲクトモ、張弓ノ軍陣ニハ敵ノ城ノ方ニハ薄スヘシト云々、張弓ト云ヲモツテシルヘシ、黄竜地ニハ鶴翼ノ軍陣ヲ図スルナリ、中ヨリ四方トモニナカクヲクナリ、五姓趣ニヨルコト也、五姓ハ軍陣ノ一将ヲ用

フヘシト云々、
木姓人居青竜地貧、居黒竜地富、居赤竜地望叶、居白竜地死、居黄竜地多怨、
火姓人居青竜地大富、居黒竜地患、居赤竜地貧、居白竜地多怨、居黄竜地大富、
土姓人居青竜地得富、居黒竜地得病、居赤竜地得財、居白竜地七千財在之、居黄竜地貧、
金姓人居青竜地得財、居黒竜地得富、居赤竜地万吉、居白竜地貧、居黄竜地貧病在之、
水姓人居青竜地有大富、居黒竜地貧、居赤竜地病、居白竜地得財、居黄竜地病患在之、」〔28〕
五姓居地ノ法ヲ見テ山迎ヲシリテ軍陣ヲトル也、青竜地ハ木姓、赤竜地ハ火姓、黄竜地ハ土姓、白龍地ハ金姓、黒竜地ハ水姓也、大将軍ノ姓ト居地ノ姓ト相剋ノ地ニ不居セト云々、サリカタクアラントオモハヽ、勝運ノ偈ヲ毎日十反唱テ、南無三宝荒神唵釼婆耶々娑婆訶ト唱ルコト十反ナリト云々、九城ノ図モ五姓ノ地ハ如右、五姓ノ地ノ城ニ蓮華迎、出船迎、女山迎、男山迎、四ノ迎ヲ加テ九城ト云也、蓮華迎ト云ハ、四方高クシテ、中下ヽヲ云ナリ、出船迎ト云ハ、船ノコトクニナカクシテ、海ノアル方ニ傾テアル山迎ヲ云ナリ、山ノ方ヘカタフキテ海ノ方ニ高ヲハ、大将ノヨロコヒノ城ト云ナリ、出船迎ノ城ハ、一将不定ト云也、女山ト云ハ、北方ニ山迎長延ナルヲ云、密伝在之、一将ノヨクシルヘキコトナリト云々、」〔29〕男山迎ト云ハ、南方長延ナルヲ云ナリ、九城ヲトル趣ハ、七鳥・八竜・九虎・六蛇ノ日ヲ可嫌ト云々、春ハ甲子、乙亥、八竜日ト云也、夏ハ丙子、丁亥、七鳥日云、秋ハ庚子、辛亥、九虎日ト云、冬ハ壬子、癸亥、六蛇日ト云也、万事キラフコトナレトモ、中ニモ城カマエ陣トリニキラフヘシト云々、吉日ハ金剛峯日ヲ用ヘシ、
日曜尾宿、月曜女宿、火曜壁宿、水曜昴宿、木曜井宿、金曜張宿、土曜亢宿、金剛峯日可用也、屏柱ヲタツル時ハ、当日ノ曜ヲ寅ノ時アテ次第ニカソヘテ、木曜ニアタル時ヲ用ヘシト云々、大将ノ意趣ハ、戦場ニイツル首途ノコトク頌業ヲナスヘシト云々、方円・団形ノ陣図円相ニシテ中ヲアケテ、勢聚ト定ムナリ、団形ハ少長円相也、今日申酉ノ時ニ皈テ軍陣ニ宿直之儀者、三度揚鼕聲、鶏犬僊剋也ト云ハ」〔30〕今日卯剋ニ軍陣ヲイテヽ、申酉ノ時ニヲヨンテ闘戦ウ也、宿直トキ身ツクル趣ハ、大将ノ陣ヨリハシメテツクルナリ、大将ハタツテ揚鼕、首ヲ叡王トチカラヲイレテツクルヘシ、大将ノ作法ハ、暮飯ノ初食ヲトリテ、甲首ノ電反ニヲキ、勝運ノ偈ヲ一反唱テ軍神ヲ祭祀スト云々、努々上ノ曳ノ字ヲトノ井トキニアケヌコト也、然ハ慈ニ背軍アリ、曳ノ字ハ軍神ヲ呼コトナリ、軍陣ニテ軍神ヲヨハヽルヘカラスト云々、材木ヲヒクトキ重キ則ハ、曳左々々ト云々、奥ヲ呼ト云意ナリ、曳ハ呼フ也、左ハ奥ナリ、山ノ奥ニアル人ヲモ呼テヒカントスト云意也、曳左々々ト云也、曳叡王ト鼕ヲツクルハ戦場ニカキルコトナリ、勝鼕ハ叡王トツクルニ軍神ヲ呼テ勝運ノ礼ヲナス所謂也、摩利支天ハ兵具ヲ持スル趣也、名者叡」〔31〕王ト云、諱ハ運ト云ナリ、故ニ運ハ無天任汝機、於戦場勿敢退ト云

ハ、漢代武兵所習也、故ニ勝褩ヲツクルト云字ニ勧ノ字ヲ書ス、勝運ヲ歓喜スル詞也、

為父養育篇

父以レテ子ヲ為ニシ財産ト、子ハ以レ父為スト富力ト云尓、父者依母之胣胎ニ得孝儀ヲ、母者依父ノ念記産慈子ヲ云、希夫婦交会之時之有リ七数之禁、一日天之忌、二日地禁、三日念八夜、四日夏正、五九十六夜、五日庚辛夜、六日障婬中、七日沈酔飽満ノ時也、禁婬・嫁娵スレ者不レ産マ孝子ヲ也、母之胣胎者、堪テ独リ婬ニ而、父母可念年暦之八将神所在方也、」〔32〕

子歳　大将軍酉　歳破午、　大歳子、　勝負吉、　吉方也、　歳殺未　大陰戌　黄幡辰　歳形卯　豹尾戌

丑歳　大将軍酉　歳破未　大歳丑　歳殺辰　大陰亥　黄幡丑　歳形戌　豹尾未

寅歳　大将軍子　歳破申　大歳寅　歳殺丑　大陰子　黄幡丑　歳形巳　豹尾辰

卯歳　大将軍子　歳破酉　大歳卯　歳殺戌　大陰丑　黄幡未　歳形子　豹尾丑

辰歳　大将軍子　歳破戌　大歳辰　歳殺未　大陰寅　黄幡辰　歳形辰　豹尾戌」〔33〕

巳歳　大将軍卯　歳破亥　大歳巳　歳殺丑　大陰卯　黄幡丑　歳形申　豹尾未

午歳　大将軍卯　歳破子　大歳午　歳殺丑　大陰辰　黄幡戌　歳形午　豹尾辰

未歳　大将軍卯　歳破丑　大歳未　歳殺戌　大陰巳　黄幡未　歳形丑　豹尾丑

申歳　大将軍午　歳破寅　大歳申　歳殺未　大陰午　黄幡辰　歳形寅　豹尾戌

酉歳　大将軍午　歳破辰　大歳酉　歳殺辰　大陰未　黄幡丑　歳形酉　豹尾未

戌歳　大将軍午　歳破辰　大歳戌　歳殺丑　大陰申　黄幡戌　歳形辰　豹尾辰」〔34〕

亥歳　大将軍酉　歳破巳　大歳巳　歳殺戌　大陰酉　黄幡未　歳形亥　豹尾丑

人間有八箇之大事、一曰、毎日大事飯食、二曰、年中大事衣装、三曰、一生大事住宅、四曰、男子大事降敵、五曰、女人大事産子、六曰、僧房大事婬犯、七曰、富貴大事盗賊、八曰、後生大事地獄也、所謂女人之大事、無勝ハ胣胎之時、能慎ミ能念セヨト云尓、次云着帯ハ者、障婬滞リ而、当ル四月、于時着帯ス、所謂肝ノ下タ臍ノ上二寸置而、領ルコト帯二重也、夫ヲツトノ嫁役也、領帯之時唱偈云、則断一切世間悪念不背儀順有衆愛敬、愛染礼拝誕生孝子云而、領ル帯ヲ云々、快帯スル生之機者也、次云出胎之時者、又以水ヲ垢離ニ而、須唱フ勝運偈有衆愛敬不背我育、書シテ八」〔35〕字可当産生屋戸云々、以是於奉符之上、以字不成、八字不是在之、加篇所云也、次云、出胎犯土之時者唱之偈云、東方慈父、南方福徳、西方悲母、北方長寿、中央利益、堅牢地神、許出胎垢、可唱、次云、於誕生之日至百日ニ而、賜君寵、当日唱誕生孝子之偈、洗有衆愛敬不背我育之八字、可飲所産子、而次云、女子誕生者、彼子一生好夫愛敬兼ト可レシ唱ナヘ添フル、次云、九歳之時、賜ウ君帯儀式君寵同上、次云、十有五而可為侍俗者、元服、可為僧宝者、剃除髪際云々、元服儀ハ不見母而父呼子、書有衆之八字、当孝子而膺諾ス、所レ諾ル在ル当子而已、所能ク読能習在之字、可知云々、次云、在家者

家督、家督(トク)ス持久篇在之、」〔36〕

加篇

養育ト云ハヤシナイソタツル事ナリ、畜類モ、鳥類モ、養事ハアルモノナリ、人ノ子ハ育スルヲモツテ為仁者也、人之子以忠孝為意ト云ナリ、然ハ胞胎ノ時ニヨリテ儀ハアルナリ、胞胎ノ時ニ母ノ瞋恚ヲオコセハ、其子短慮ナリ、交会之時、父淫乱ナレハ産子不儀ナリト云、子ノ悪逆ハ父ノ僻案ナリト云、産子ノ所以ニアラスト云、七数之禁ニ、天ノ忌ト云ハ、風雨ノアラキ夜ヲ云、月ノ光ノサシイリタル所ヲモ云ナリ、地禁ト云ハ、竈神ノ在座近キ所、父母ノ宿直チカキ所ヲ云、念八ノ夜ハ毎月二十八夜ナリ、是ハ三宝荒神ヲ縁念スル夜也、今夜淫犯スレハ病患ノ子ヲモツト云、夏(カ)ノ正月・五月・九月十六日ハ持斎」〔37〕

ノ日也、帝尺懺悔日、コレヲツ、シム日ナリ、庚辛(申)ハ毎年ニ六度在之、此時ハ梵天ノ仁王会ト云テ、衆生ノ福禄ヲ与ラル、日也、ヨクツ、シムヘキナリト云々、障淫中ト云ハ、女人ノ障水ト云、不浄ノ時ナリ、此時ハ淫犯スレハ容顔醜陋ナリ、沈酔飽満ノ時ニ淫犯スレハ、産子太多飲食スルコト畜生ノ如シ、必酔狂スルト云々、八将神所在方ト云々、大将軍三年塞也、万事ニ凶、大歳吉方ナレトモ、頻ニモチイヌ方也、大陰方ツ歳形納兵具吉歳破勝負吉、造乍凶、歳殺登木凶、黄幡財納凶、豹尾向此方大小便凶、歳暦ニ委住(注カ)スト云云、快帯生之機ト云ハ、女機ニ違フ事アルヘカラスト云、惣シテ胞胎スレハ、死人ニ同シ意アルナリ、有衆愛敬不背我育ト云、衆人愛敬アリテワカスチメヲソムカセサレト云」〔38〕

心也、育ハ父ノ筋カト注セリ、奉符之上ト云、唱呪偈屋柱ニヲス札也ト云、以字ト云ニハアラス、八字ト云ニハ此心術密シテ云所也、鬼魔ハ如是ノ密意ヲシラス、誑道ナキカ故ニ、机上ニ書此字ヲト云々、生レテヨリコノカタ、父ノ育スルニヨリテ、スチメヲチカヘス、忠孝ヲ嗜ミ、武勇ヲ守ル者也ト云儀ニ、札上ニ八字ヲアワセテ守護ノ奉符トスト云々、出胎犯土ト云ハ、産屋造作ノ時ヨリ四十一日ノ産火ヲ云ナリ、産子ノイミヲ四十一日スル事、起リハ神農皇帝産ニ四十一日、青竜来テ火ヲ散シテ人ニ見ス出徳ト云、三皇ノ伝記ニ見ヘタリ、漢土ニウマル、娑婆世界ノ儀式ハ任佳例ト云々、至百日賜君寵ト云ハ、者生レテ百日ニアタル時ニメシテ、母ト子トニ、六合ツ、ノ日食ヲタマハル事ナリト云々、女子誕生」〔39〕

ニハ彼子一生好天愛敬ト唱ヲフルヘシ、好天ト云ハ、嫁息女男ノ事也ト注ス、和注ニ云ク、一生ノ間、ムコノ愛敬アレト云意ナリ、九歳之時、賜君帯ヲト云ハ、君ヨリシテ衣類ヲタマハル事ナリ、和注ニ云ク、九歳ニシテ解帯ト云也、十有五ニシテ、侍俗タルヘキハ元服スト云ハ、垂髪ヲ短成ハシテ帽子ヲキルヲ云也、元服ト云ハモトノ服ト云、服ト(ハ)衣服ナリ、父ノコトクニ衣服タ、シ、君寵ヲタマハ

リ、能芸アレト祝育スルナリ、如是ニ儀育深ニヨリテ、父母之恩徳無比類ト云ヘリ、父恩ハ報トモ、母ノ恩ハ難報シ、母ノ恩ハ報トモ、師恩ハ難報ト云、」〔40〕

習芸能得篇

人者以テ芸ヲ為ス意ト者、以能ヲ為計ト矣、名者以テ道ヲ弘ハレ、道者以テ文ヲ行フ、文能ク習ヘ者、道能ク達スル者乎、可為名之名者不スル常之名ニ、可キ為道之道者ノ不常之道ニ者也、芸者有リ六対、所謂礼楽射御書数也、能者有四達也、所謂文武医牧也、徳者有八計、司農工商琴碁書画也、所謂故行之趣者、礼仏者合掌胡跪スル者也、礼神者ニハ問訊而慮其神者也、礼人而語リ万物之ノ始末ツヲ、識ル毎座之機方者也、楽ハ者、管弦調治而知宮商角微羽而、可慮行死活ヲ者也、射云者、張弓習イ式而者招慈タノ退キ敵運スル天下之泰平ヲ者也、御者、乗リ馬而騎ツテ馬而券注ス、万喜之徳而照鑒千膤之三行者也、書者、執リ筆於始右ニ、顕ス記於末」〔41〕左ニ者也、数者、計算而納財物於平蔵而、賜奉禄於快賢ニ者也、芸者、知人之得失、識世之栄捨者也、文者、読習而教化諸人ヲ守学スル六身ヲ也、武者、進勇戦場運用軍陣而順君臣之道、紀ス忠孝之思ヲ者也、医者、朝喫シ温、夕ニハ渋冷、養人性、治スル病悩方也、牧者、飲牧牛牧於箱、飛ス黒牡於僕者也、能者、為リテ達人多ニスル朋ヲ者也、八徳者、廻リ計於千意而得利於十案ニ者也、所謂、司者、以仕朝而能有官職、農者、令民業ヲ以時納法、好文武当ツテ節奉クル大夫之功式、工者、専家督之修造ヲ、作舎宅之器財ヲ、商者ハ、行千里ニ買万色而来市町売ル千彩ヲ者ノ也、琴者、仗義氏之造リ而長三尺六寸也、形レリ一年中三百六十日ヲ、懸ルコト絲ヲ五十絃、是形ラハス五行ヲ、周ノ文王好ミ」〔42〕琴ヲ弾ノ一絃加フ、之ヲ名ツク文絃、周武王加一絃ヲ、名ツク武絃ト者也、所謂、以テ五音之響ヲ、知ル五臓音ヲ、以出入之ノ息之音ヲ、作六調子、作ス呂律之二、呂之音者、歓喜之音也、律之音者、苦悲之音也、故好琴事在之、碁者、囲生死於黒線ニ、案得失於白交者也、故所好スル道仙意術也、書読ミテ数巻ヲ学コト専一而、知故行者也、画者、図イテ万物見人之古真ヲ、弔訪スル現過者也、

加篇

可キ為ル名ノ名者不ス常ノ名ニト云、人間ニアル者ハハ名ヲ本意トシ、利ヲ得トスト云ヘリ、忠孝アル名ヲ云ナリ、可為道之道者、不常ノ道、政教ノ道ヲ云ト云ヘリ、マツリコトノ道、ヲシエノ道ト云ハ、万ノ能アレハ、シルコトモ、」〔43〕ヨクヲシウルコトモ、弘通スルヲ云ナリ、楽者、管弦調治シテ、宮商角微羽ヲ知テ、死活ヲ慮行スルヘキ者也ト云ハ、宮ハ一越調ナリ、商ハ平調也、角ハ双調也、微ハ黄鐘調ナリ、羽ハ盤渉調ナリト云々、双黄一ノ三調子ハ侶音也、平盤ノ二調子ハ律ノ音也、是ヲ以テ死

活ヲ慮行スルト云也、御ト云ハ馬ヲ御スル事ナリ、御トハ、道理ノ二字ニ釈セリト云也、万喜ノ徳ヲ劵注ト云ハ、馬ニ能(ヨク)ノリテ王道ノ徳ヲ下(シモ)万民ニ至マテ天下ニシルスヲ云事也、十案ト云ハ、育案・恩案・功案・武案・思案・意案・諸(語ミ)案・能案・迎案・敵案・未来案ト云、育案トハ、父母ノ生育ヲ案シテ、侍侶タルヘキハ武略ヲ案シ、僧宝タルヘキハ経ヲ読テ、後世ヲ厭フヘキト云也、恩案ハ、恩ヲ蒙リシ事ヲ不忘案スルヲ云也、功案ハ、物コトニアル功徳ヲ案スルヲ云、」

〔44〕

武案ハ、武略ノ道ヲ案スルヲ云也、思案ハ、武案思意カ所謂ヲオモイ(ヒ)テヨト云ナリ、意案ト云ハ語、能案ハ、人ノ能芸ヲカタルヲキ、テ案スルコト也、迎案ハ、戦場ニ迎時ノ種々ノ頌業ヲ唱ヲ云也、敵案ト云ヲ以テ第一ノ案トス、欲ニスル討(ウ)チ捕(ト)ラント時ニ、不死(スシ)セシテ勝運スルヲ能者(ノウシャ)ト云也、然ハ智者不惑、勇者不惶ト武勇ノ本文ナリ、未来案ト云ハ、一生歎(ナゲ)キ終テヨリ後生如何ント案スルヲ云、ヨク〱十案スヘシト云々、

碁ハ黒線ニカコムト云、黒線ハメノコトナリ、白交ハケツノコトナリ、道仙ノ意術ト云ハ、仙郷ナリ、故行ハイニシヘヨリヲコナウ道也、画ハ古真ヲミルト云、傷(写歟)逝去之人形ヲ云ナリ、弔訪ハトフラヒ・トフラウト云、死ヲハトフラフ、弔ノ字ナリ、」〔45〕

刑罰治国慮理撫民武用記注上

文明十七年乙巳八月十日　　藤原経通(花押)(姓名・花押トモニ抹消シテイル)

薩州冠嶽山住持歓久ヨリ写畢、」〔46〕

（白紙）　」〔47〕

（裏表紙・白紙）　」〔48〕

注

（1）大谷節子「兵法秘術一巻書」（『日本古典偽書叢刊』第三巻、現代思潮新社、二〇〇四年）。

（2）「中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態」（『愛知学院大学文学部紀要』四八、二〇一九年三月）。

（3）石岡久夫は、近世の流派との連関で全国に残る兵法書の系譜を分類して俯瞰している（「日本兵法学の諸流」『諸流兵法（上）　日本兵法全集6』、人物往来社、一九六七年）。兵法書の成立・由緒については、「張良一巻之書」の示す対象の変化を詳述した岡見正雄の指摘を参照されたい（『義経記　日本古典文学大系37』岩波書店、一九五九年。巻三補注二二、解説一一～一五頁）。

（4）山本博文編『島津家文書目録　Ⅲ』（東京大学史料編纂所、二〇〇〇年）。目録番号は80/1/3/79。

（5）『国書総目録』には、鹿児島県立図書館本のみが掲示されている。

（6）冠嶽頂峯院文書二六（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ十』）。肥後精一は、冠嶽の宗教環境を地名などから示し、護摩岩（ゴマンイワ）に関連の場を「コマンダン」、頂峯院にある川を「祓川」（はらいがわ）と呼び、頂峰院に天狗がいること、仁王はその地に

たった「やんぶし（山伏）」が変じたという伝説などを記している（『冠岳見聞録』、一九五九年、私家版）。

（7）『川上忠塞一流家譜』（鹿児島県史料集第一二集、一九七一年）一〇頁。なお、立久は同一日付で同一内容を大隅国守護代本田氏に伝えている（旧記前二・一四六一）。

（8）桂庵玄樹『島陰漁唱』に「文明戊戌孟夏十有一日、予随　太守遊于冠岳教寺、境佳而人傑也、山名冠、又号仙者」とある（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　地誌備考三』一二頁、二〇一六年）。鹿児島市編『薩藩の文化』（鹿児島市教育会、一九三五年）。『串木野郷土誌』（増補判、一九八四年）。

（9）『新編串木野市文化財要覧』には頂峯院住職等の墓石について、歓久は永正三年没と記している（鹿児島県串木野市教育委員会、二〇〇三年）。

（10）『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　地誌備考三』一二頁。

（11）冠嶽頂峯院文書二八（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ十』）。澄久から歓久の時期の住持は永仙・弘叺・澄叺・俊海・歓久・鑁久とみえる。「横目勤御用向覚留」にも同様の記事がある（徳永律『串木野郷史資料集』、一九八九年、私家版）。

（12）冠嶽頂峯院文書二八の二（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　家わけ十』）。

（13）「横目勤御用向覚留」（前掲(11)）。

（14）『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集三』一七二頁。

（15）旧記前二・一七一二。『本藩人物志』（鹿児島県史料集第一三集、一九七二年）・『西藩烈士干城録』（鹿児島県史料集第四九・五〇・五一集、二〇一〇～二〇一二年）の村田氏の項にも経通の名はみられない。

（16）『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集八』三四〇頁。

（17）『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集八』三三一頁。

（18）『日置郡地誌備考　追録下』所収「華尾山御宮其外取調帳」（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　地誌備考三』一四三頁）。

（19）『花尾社伝記』には「是歳十月廿七日、頼増法師就頼政法印、受三宝院流印可及第二重秘密灌頂・第三重灌頂・第四重灌頂於一乗院道場」とあり、延徳三年に頼政は頼増に三宝院流を一乗院道場で伝授したとある（『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集八』三四〇頁）。

（20）『鹿児島県史料　旧記雑録拾遺　伊地知季安著作史料集八』三四〇頁。

（21）旧記前二・一六九七。

（22）『本藩人物誌』（鹿児島県史料集第一三集、一九七二年）。

（23）『日本国語大辞典　10』（小学館、第二版、二〇〇一年）一二二六頁。

（24）齋木一馬「国語資料としての古記録の研究—近世初期記録語の例解—」（『古記録の研究　上』齋木一馬著作集1、吉川弘文館、一九八九年、一九六八年初出）。

（25）島津氏の惣領・家督をめぐる現在の研究状況は、久下沼譲「戦国大名島津氏一門と『脇之地頭』」（『日本歴史』八五〇、二〇一九年）に詳しい。

（付記）　本稿は科研・基盤研究(C)「中世軍学書の形成と継承—聖教の俗人への伝授とその実態—」の研究成果の一部である。本書の史料閲覧・複写には東京大学史料編纂所・鹿児島県立図書館のお世話になった。記して感謝申しあげる。